

予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱

(平成22年10月20日建管-1371)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事について、予定価格の事前公表を行わず、事後公表のみとするモデル的試行（以下「モデル的試行」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 モデル的試行の適用対象工事は、地域振興局農林部または建設部が発注する建設工事から選定する。

(入札公告等)

第3条 契約担当者は、モデル的試行の適用対象工事を発注するにあたり、請負対応額に基づき秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監-134）に定める入札審査会等の審議を経て、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日建管-2422）第4条に定める入札参加資格を決定し、同要綱第6条に定める設計図書等の閲覧等を行う。

2 契約担当者は、あらかじめ、当該工事においてこの要綱に基づくモデル的試行を適用することを入札公告等において告知しなければならない。

(予定価格調書の作成)

第4条 契約担当者は、入札書の受理期限後から開札までの間に予定価格調書を作成しなければならない。

2 入札担当者は、入札書の受理期限後から開札までの間隔を、予定価格調書の作成が可能な日程を考慮して設定しなければならない。

(その他)

第5条 モデル的試行の適用対象工事には、建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日監-1687）（以下「入札事務の取扱い」という。）第4の2の規定は適用しない。

2 モデル的試行の適用対象工事では、秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日監-1397）の別表（第3条関係）失格判断基準（失格判断基準価格）（1）の規定中、「平均入札価格に10分の9.5（ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から1の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額」を「平均入札価格」に読み替える。

また、低入札価格調査制度の取扱いの運用について（平成20年9月29日付け建管

ー1605)の(別添)別紙2. ①失格判断基準価格(1)→イの「入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95(調査対象者数に応じ0.95から1の範囲内で当該係数が変動)」を「入札価格の低い10者の平均入札価格」に読み替える。

3 モデル的試行の適用対象工事では、入札事務の取扱い第21の2の(3)の規定中、「最低制限価格」を「最低制限価格または調査基準価格」に、「入札した者」を「入札し、失格となった者」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行し、平成22年10月22日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 (平成24年 5月29日建政一438 一部改正)

この取扱いは、平成24年 5月29日から施行し、平成24年6月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 (平成26年 3月14日建政一2017 一部改正)

この取扱いは、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 (平成27年 3月25日建政一2050 一部改正)

この取扱いは、平成27年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 (平成27年 7月27日建政一701 一部改正)

この取扱いは、平成27年8月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

[参 考]

〈適用除外〉

試行要綱第5条第1項関係

「建設工事等競争入札事務の取扱い」（平成4年2月20日監一1687）

第1～第4 略

（予定価格の事前公表）

第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、入札契約手続の透明性の向上を図る観点から、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。

（1）請負対応額が4,000万円以上の建設工事で入札に付すもの

（2）請負対応額が250万円以上4,000万円未満の建設工事で入札に付すもの
のうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの（入札執行者と予定価格を決定する者とが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの）

2以下 略

〈読み替え〉

試行要綱第5条第2項関係

秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日監一1397）

別表（第3条関係）

失格判断基準（失格判断基準価格）

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

（1）入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5（ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から1の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額を下回っていること。（以下略）



（1）入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格を下回っていること。（以下略）

低入札価格調査制度の取扱いの運用について

（平成20年9月29日付け建管一1605）

（別添） 低入札価格調査制度の取扱いの運用について

別紙 端数処理の考え方

1. 略

2. 失格判断基準価格

① 失格判断基準価格（1）→イ

入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95（調査対象者数に応じ0.95から1の範囲内で当該係数が変動）＝イ（千円未満を切り捨て）



入札価格の低い10者の平均入札価格＝イ（千円未満を切り捨て）

試行要綱第5条第3項関係

「建設工事等競争入札事務の取扱い」（平成4年2月20日監－1687）

（再度の入札）

第21 1 略

2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

（1）、（2） 略

（3） 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者



（3） 最低制限価格または調査基準価格を設けた場合において、最低制限価格または調査基準価格を下回った価格で入札し、失格となった者

3 略